

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りまゝ）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

刑 法

甲（43 歳男性）は、知人である A（40 歳男性）から、身に覚えのない因縁を付けられ、不在中の自宅（マンション 6 階）の玄関扉を消火器で何度もたたかれたり、十数回にわたり架電されて電話口で怒鳴られるなどした上、午前 2 時頃の電話で「今から行くから待っている。けじめをつけてやるから。」と怒鳴られたり、仲間と共に攻撃を加えると言われたりするなどして、立腹していた。

その後、同日午前 4 時頃、甲は、A から、甲自宅マンションの前に来ているから降りて来るようにと電話で呼び出された。この時点で甲及び A の争いは沈静化しておらず、それまでの A の行動や発言内容からも、A の求めに応じて甲が現場に赴けば、A が、甲に凶器を用いるなどした暴行を加えてくることは十分に想定できる状態であった。甲は、この A からの攻撃が予期される状況を認識しながら、A が武器等で攻撃してきたら、その機会に A を包丁で刺すなどしてやろうという意思をもって、自宅にあった包丁（刃体の長さ約 13.8cm）にタオルを巻き、それをズボンの腰部右後ろに差し挟んで、自宅マンション前の路上に赴いた。

甲を見付けた A は、ハンマーを持って甲の方に駆け寄った。これに対して甲は、A に包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることなく、平然と歩いて A に近づき、A が甲の頭部を目掛けてそのハンマーの柄の部分で殴りかかってきたり、甲の腰部付近目掛けてそのヘッド部分を振り回してきたりしたため、この攻撃をかわしながら、A を包丁で刺す旨決意し、前記包丁を持った右手を引いて狙いを付けるとともに、A が 3 回目の攻撃態勢に入るや、A の懐に踏み込んで勢いよく包丁を突き出し、殺意をもって、A の左側胸部を 1 回力一杯突き刺し、A を左胸部・左肺刺創に基づく血液吸引による窒息により死亡させた。

甲が、A の呼び出しに応じて A の許に赴いたわけではなく、町を歩いている際に突如 A からハンマーで殴りかかれて、かねてからこのような場合に備えて用意していたナイフで殺意をもって A の左側胸部を強く突き刺して殺害した、とした場合と比較しつつ、甲の罪責を論じなさい。